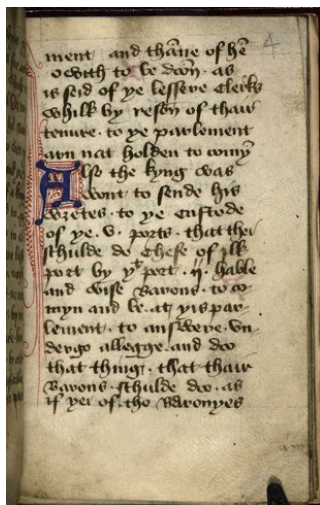


『議会開催要領』 *Modus Tenendi Parliamentum*
 (A Manner of Holding a Parliament) とイングランド議会史

松園 伸



Modus Tenendi Parliamentum 写本
 作成推定年代 15世紀後半¹



エドワード2世の寵臣、Hugh le Despenser 貴族勢力の憎しみを買い、惨殺される (1326)²



バノックバーン (Bannockburn) の戦い (1314) ロバート1世率いるスコットランド軍、エドワード2世率いるイングランド軍に大勝する。イングランド軍の損害15,000名以上³

1. はじめに： *Modus Tenendi Parliamentum (A Manner of Holing a Parliament)* 『議会開催要領』について

『議会開催要領』 *Modus Tenendi Parliamentum* (以下 *Modus* と略) は、中世末期のイングランド議会とアイルランド議회를論じた手稿の言説である。原本は失われており写本のみ存在する。言語は写本によってラテン語、フランス語、中世英語が使われているが、原本はラテン語で著わされたとみられる。中世イングランド議会の記録としては、公式記録では *Parliamentary Rolls* や *Parliamentary Writs* などがあるが、議会を多角的に考察した著作、あるいは議事手続についての論考としては現存最古のものであり史料的价值はきわめて高い。また *Modus* はイングランド近世、近代の議会論にも非常に大きな影響を与えている⁵。著者は不明であるが、おそらく議員歴を持ち、かつイングランド議会の事情を知悉した議院書記経験者が作成したと考えられる。作成年代は特定されていないが、本文の内容の精査によって、エドワード2世 (1284-1327, 在位1307-1327) の治世中の1320年代と想定されている⁶。本書の作成年代、著者、作成目的、歴史的意義などについては別稿で論じた⁷。したがって本論の目的は以下のように *Modus* 全文の日本語への翻訳、紹介とこの著作が成立し広く流布するにいたった背景を評注において明らかにすることである。

Modus は19世紀中葉以来、イギリスの学界では様々な視角から研究が進められ、ラテン語原典の紹介、現代英語への翻訳も行われ研究の基礎が築かれた。しかしながら、わが国においては *Modus* 研究そのものがきわめて少なく、その史料的价值の大きさにもかかわらず注目されることが少なかったのである。したがって本書の成立とその歴史的意味を考察する上でも、この和訳を示すことは学問的にも意味あることと考えられる⁸。とりわけ近年のイギリス議会史研究は、ウエストミンスターにおける政治的事件の時系列的な叙述や大政治家の言行、政党政治の展開、議会制民主主義の発達などの「定番」とも言えるテーマから徐々にその重心を移しているように思われる。一言でいえばそれは、ウエストミンスター議会の外での文化、社会的現象が、議会政治にどのように反映したか、また逆に議会政治がその外界の社会、文化にいかに関与したかを明らかにすることである。それは言い換えれば議会政治史研究の政治文化的なアプローチ、「文化論的転回」ともいうべきものである。その点 *Modus* は公式の議会記録ではなく、議会政治の実態をよく知る者が何かの意図をもってこれを外界に伝える目的をもって書かれた議会論である。そして実際現存するものだけで、17世紀までに50点以上の *Modus* 写本が英国各地で発見されており、未発見のもの逸失してしまったものを含めれば、写本はわれわれの想像をはるかに超えてイングランド全土に流布していたと考えられるのである⁹。本書を読んだ地方名望家は庶民院議員の選挙においてあるいは自らイングランド議會議員になることで、*Modus* を通じて得た知識を政治活動に生かすことができた訳である。

最後に *Modus* 成立時のイングランドの政治状況について簡単に触れておこう。エドワード2世は23歳の若さで1307年父エドワード1世の死去に伴ってイングランド王位に登位した。乗

馬の巧みさには定評があったが、軍事的才能については早くから疑問符がついていたようである。これは中世イングランドの君主にとっては欠陥とも言うべきものであった。しかし即位当時もっとも議論を引き起こしたのが、特定の寵臣への溺愛であった。彼は同性愛者であったと考えられる。中でも王の最大のお気に入りにはフランス、ガスゴーニュ出身のギャヴェストン (Piers Gaveston, c. 1284-1312) である。彼はもともとエドワード1世の子弟教育の一環として招聘されたが、のち王太子エドワードとギャヴェストンの関係を懸念した父王はギャヴェストンを国外追放に処した。だがエドワード2世は即位後まもなく彼を再び呼び寄せ、1307年異例の昇進でコーンウォール伯爵位を与えた。だがギャヴェストンの粗野、傲岸と言われた性格はイングランド貴族勢力の憎しみの対象となり、彼らの抗議によってたびたび国外追放となり、帰国したところを1312年、国王エドワードの従兄2代ランカスター伯トマス・プランタジネット (Thomas Plantagenet, 2nd earl of Lancaster, c. 1277-1322)¹⁰ に敗れ捕縛、斬首されたのである。ギャヴェストンを殺害したことで国王とトマスとの関係は悪化していった。

かねて王はスコットランド侵攻を企てていたけれども、トマスは既に王の批判者となっており参陣しなかった。そしてスコットランドとの決戦に挑んだエドワードはバノックバーン (Bannockburn) の戦い (1314) に臨んだ。その結果は兵力では勝りながらエドワード軍の歴史的敗北に終わり、歩兵だけで数千の戦死者を出す惨敗に終わる。王の権威は著しく失墜し、反対にトマスの勢威は上がり王を圧倒するようになった。だがトマスも妻の不貞問題などが持ち上がり、宮廷、議会での名声は次第に落ちていった。これを見て取った国王エドワードは、世俗貴族のトマスからの引き離しを計って「中間党」(The Middle Party) を組織し、トマスへの対抗意識を明らかにしたのである。

一方エドワードはヒュー・ル・デイスペンサー父子 (Hugh le Despenser, Elder and Younger, 父 1262-1326, 子?-1326) を寵愛し、側近政治を復活させていた。これに対してトマスは反デイスペンサー派貴族を糾合し、1321年父子の宮廷追放に成功したがまもなく国王は彼らを召還し、王とトマスの亀裂は決定的になる。そして1322年王とトマスは北イングランド、ヨーク北西バラブリッジで決戦に及び、敗れたトマスは処刑された。この後の王、デイスペンサー父子、一部廷臣の側近政治はイングランド政治史の中でも「暗黒時代」と評されるものであった。彼らは租税収入増徴を図って大蔵省改革に成功したが、スコットランドとの戦争は敗北を続け、フランスとの関係も悪化していったのである。国王の同性愛的傾向を嫌悪した王妃イサベラ・オブ・フランス (Isabelle de France, c. 1295-1338, フランス王フィリップ4世王女) は1325年母国に帰国したが、翌26年恋人マーチ伯、ロジャー・ド・モーティマー (Roger de Mortimer, 1st earl of March) とともに王に戦いを挑み、貴族勢力も大半がエドワードを見限った。デイスペンサー父子は王妃派に殺害され、王もまた敗れ投降した。そして国王は1327年に廃位、殺害されたのであった。

この短い解説からも分かるように *Modus* が成立した1320年代のイングランド政治は、宮廷内の果てしない内紛、殺害とその報復、腐敗政治の連鎖の時代であり史上稀にみる醜悪な状態であっ

た。しかしこの最悪の状況下で「改革派」Reformists と呼ばれる政治改革を目指す平民、貴族は存在した。平民勢力の伸長は明らかであり、1325年議会は平民勢力が召集されなかった最後の議会となり、これ以後は平民の議会での政治参加が常態化したのであった。エドワード2世の死後も議会内平民勢力の強化は続き、1340年議会において彼らは国王エドワード3世からの課税要求に対して、王室財政の監理官の任命を条件としてこの課税を受け入れたのであった。彼らの権利拡張の記念碑となったのが1376年の「善良議会」Good Parliamentである。この年庶民院(The House of Commons)は初めて自らの「議長」(The Speaker)を選出し、平民議員は宮廷の濫費が是正されるまで課税に応じない姿勢を明らかにするとともに、腐敗した廷臣、財務官僚を弾劾(impeachment)にかけたのであった。以後も紆余曲折はあったものの庶民院の存在感は中世末期のイングランド議会において徐々に増してくのである。

一読して分かるように *Modus* は議会政治の平板な解説書ではなく、一定の政治的主張を含んでいる。本書において描かれている事柄がすべて1320年代のイングランド議会で実行されていたと考える研究者は少ない。だが本書が議会政治に憤懣やるかたない者の単なる「ユートピア」と片付けることができないのも事実であろう。王権に対する *Modus* の立場は決して敵対的と言えるものではない。しかし王は議会の「第一身分」であり、それがゆえに正当な理由のない王の欠席に対しては、これが国民の「不平不満」をもたらすがゆえに厳しい目を向けている(第13節)。議員の議会軽視に対しても *Modus* はこれを許さない。理由のない議会欠席は罰金が科される(第24節)。さらに指定された登院日を「遅刻」した貴族には罰金刑を定めている。もっとも平民議員に対してもこうした遅刻への罰則は明記されてはいるが(第9節)。

だが *Modus* の叙述の中で最も印象的な箇所は、平民の議会における立場を詳述した箇所ではないか。議会が「困難な事案」を論じているときこれを收拾することが難しいならば、貴族の中でも上位者を中心とした決定をなしうることが規定されている。だが、そうした少数者の決定は必ず事後的に「全体会」の承認を受けることを本書は課しているのである(第17節)。さらに平民勢力にとって最大の関心事である国王への上納金(aid)問題については、平民勢力の参加、承認を必須としている一方、貴族勢力の承認を求めている点の中世末期の作としては驚くべきことであろう(第23節)。*Modus* は貴族院、庶民院の間の権限争い、王権の議事への介入、課税問題についての庶民院の権限など17世紀以降の議会で激しく論じられた点をふんだんに含んでおり、本書と近世、近代イングランドの政治的言説の比較対照が問われるべきであろうが、これは別稿に委ねたい。

2. *Modus Tenendi Parliamentum* 日本語訳

ここに記したのは、エセルレッド王[Ethelred II, アングロ・サクソン王、エセルレッド2世、「無策王」、在位978-1013, 1014-1016]の子、エドワード[証聖王、Edward the Confessor, 在位1042 - 1066]の時代のイングランド議会の解説である。イングランド議会の開催方法を解説す

ることは、イングランド王位に登った並ぶもの無きノルマン公ウィリアム征服王 [William I, the Conqueror, 在位 1066-1087] の御代の議会にいたってさらに意義深いものとなった。ウィリアム王の命によってこの議会開催方法が認められたことで、イングランド議会の議事手続は彼の治世において、また彼の王位を継承した歴代イングランド国王によっても用いられていくこととなったのである。

1. 議会の召集について

議会の召集は、開会の少なくとも 40 日前に行われなければならない。

2. 聖職者代表について

議会に召集される聖職者は、大司教 (archbishops)¹²、司教 (bishops)¹³、大修道院長 (abbots)、小修道院長 (priors)¹⁴ さらに伯爵領 earldom¹⁵ やバロン領 barony などの大土地を有する高位の聖職者である。それ以下の下位聖職者¹⁶ の召集は、土地所有に基づいてではなく、彼らが国王評議会 (King's Council)¹⁷ の一員であるとか、その出席が議会にとって必要であるとの理由による。国王は彼らの議会への旅費、滞在費を負担しなければならない。彼らは国王が発行する令状によるほかは、議会への出席は認められないが、国王はこうした下位聖職者にも召集令状を送り、議会出席を求めることがある。

国王は大司教、司教、さらには司教管区に属さない大修道院長、小修道院長、首席司祭 (deans)、その他の聖職者を召集する。彼らはどの司教管区にも属さないという免除特権を有していることで、他とは切り離された管轄権を有しているのである。そしてそれぞれの首席司祭領、司教座聖堂助祭 (archdeacons) 領を代表して、首席司祭、司教座聖堂助祭は各 2 名の有為の人物を聖職者会議 (Convocation) 代議員 (proctors) として彼らの属する司教座聖堂助祭領から選出し、議会に登院し発言し、答弁するなどして活動する。彼ら聖職者会議代議員は、首席司祭領や司教座聖堂助祭領に属する聖職者がもしも個人として議会に選出され出席したならば行うであろうことを、議会において代表しなければならない。聖職者会議代議員は、上位の聖職者によって封緘された二通の権限授与書を携えて議会へ向かう。彼らは聖職者会議代議員の資格で登院するのであって、権限授与書の一通は議院書記官長へ登院の記録として渡し、いま一通は手元に留めておく。こうして [司教らに対する召集令状と下位聖職者の代議員としての令状の] 2 通りの召集形式によって聖職者身分は議会に出席するのである。

3. 俗人代表について

伯爵 (earls)、男爵 (barons)、その他の世襲貴族も一箇の earldom の価値に匹敵する土地と収入を持っていれば、彼らもまた令状を受け取り議会に召集される¹⁸。彼らは一個の伯爵領 earldom 全体を所有する土地収入の持ち主、言い換えれば騎士身分の知行地、20 ポンド

の20人分にあたる400ポンドか、一個の男爵領 barony の土地全体を所有する。この場合土地の年価値は騎士一人の知行地を20ポンドとして13 $\frac{1}{2}$ 人分、貨幣価値で400マーク [約260ポンド] を有する者が令状によって召集される。これ以下の土地資産しか持たない者は資産価値に基づいて召集されることはなく、[何か別の理由で] 彼らの存在が議会にとって有用なときにのみ出席できるのである。自らの資産によって召集されるわけではない点は、さきに述べた下位聖職者のケースと同様である。

4. 特定港湾代表 (Barons of the Ports)¹⁹ について

国王は特定五港 (Cinque Ports) の総督 (wardens) にも議会への召集令状を送付する。総督は自分が担当している港湾から2名の有為の人材を選出する。選出された議員は、港湾の市民が個人として議会に登院したときどのように行動するかを考慮しつつ責任を果たして行動し、発言などを行うのである。彼らは正当に選出された代表であり、その港湾のために派遣された者として、選出母体の港湾総督によって封緘された二通の権限授与書を携えており、議院書記官長に一部を手渡す。そしていま一部は手元に保管する。港湾代表議員は、議会を離れる許可を得ることができる。その許可は国璽 (Great Seal) が捺印された港湾総督宛の令状で与えられるのである。総督は、代表議員が登院初日から帰任日まで港湾の自治体から滞在経費を受け取ることができるよう留意する。それは議会滞在中の令状に明記されており、そこには彼の議会到着日、帰還許可書の取得日が記され、出身の共同体から代表の日当が書かれていることもあるが、代表二人分でその滞在費、労賃、諸費につき一日20シリング [1ポンド] を受け取るのは稀な例である。報酬金額はその議員の能力、地位などによりまちまちである。もし議員が不誠実であり、議会においてよい行動をとらなければ、選出され議会に送られた代表の報酬を特定港湾の会議において定額に定めることは認められないであろう。

5. 州の騎士 (州代表 The Knights of the Shire)²¹ について

さらに国王は各州の州長官 (sheriff) に対して州代表選出の令状を発行する。この令状でもって各州は有為の州代表2名を選出する。選出方法は港湾代表と同様であり、権限授与書を携行するのも同じである。だが一般に日当を1マーク [約13シリング \approx 0.65ポンド] 以上受け取ることはいないであろう。

6. 司教座都市 (City) 市民 (Citizens) 代表²² について

同様の方法でロンドンの司教座都市の市長 (mayor)、都市執政官 (bailiffs) に対して、ヨークなどの諸都市では市長及び都市執政官、もしくは市長と市民に対して令状が交付される。各都市は特定港湾代表や州代表と同様に、適正でかつ誠実で有為な2名の代表を選出する。また経費については、往復の旅費、滞在費などについては州の代表と同額となっている。

7. 自治都市 (Borough) 市民 (Burgesses) 代表について

自治都市においても令状は都市執政官または都市の有力者に送られる。上記の司教座都市代表と同様に、彼らも適正でかつ誠実で有為な2名の代表を選出する。だが自治都市代表は、日当として一日10シリング受け取るのは稀な例であり、半マーク [7シリング程度] ということもある。この金額は自治都市の市会で算出されるのが常であるが、それは自治都市の規模と勢力、選出される議員のステータスによる。

8. 議会開催について

まずどのような方式で、誰に対して、いつ議会に召集させるかが考えられなければならない。また誰が召集されるべきで誰がされてはならないのかも考察すべきであろう。加えて問うべきは、召集令状を受領しなくともその職務上会期中常に出席できるのは誰であるかという点である。この点で言えば、国王と国王評議会によって任命される2名の議会書記官長 (principal clerks of parliament)²³ を挙げねばならない。さらにその下僚として書記官補 (under clerks)²⁴ がおり、彼らの職務については後述する。他には議院の廷吏 (criers) 長と廷吏補、門衛長 (chief doorkeepers) がいる。このうち議院廷吏と門衛長は以前は同一人物が務めていたのだが、彼らは開会第一日に出席が求められる。そして大法官 (Chancellor)、大蔵卿 (Treasurer)、侍従 (Chamberlains)、財務裁判所裁判官 (Barons of the Exchequer)²⁵、高等法院裁判官 (Justices)、国王評議会に属する国王直属の書記と騎士らは、国王の法務官吏とともに特段の事情で出席できないため弁明書を提出しないかぎり、開会第二日に登院する。

9. 議会開会日について

国王は長いベンチの中央に座する。そして王は開会第六日の「一時課」(Prime, 午前6時) に出席が求められる。大法官、大蔵卿、財務裁判所裁判官、高等法院裁判官らは議場において欠席議員を記録することとなっている。登院の順は以下の通り。第一日には司教座都市代表と自治都市代表が出席する。もし司教座都市代表、自治都市代表が当日に登院を怠ったときは、自治都市は100マークの罰金、司教座都市は100ポンドの罰金を科される。第二日には州の代表が登院するが、これも欠席した場合、州自治体は100ポンドの罰金を支払わねばならない。第三日には特定港湾代表が出席し、それに男爵議員、伯爵議員が続く。特定港湾の議員が欠席の場合は、その港湾自治体に100マークの罰金が科される。同様に男爵の欠席に対する罰金は100マーク、伯爵は100ポンドである。これらの罰金は、伯爵、男爵の基準になる土地財産、地代を満たしていたため貴族議員として登院している者 [3、俗人代表を参照] も同じ処分を受けねばならない。第四日は聖職者会議代議員が登院するが、欠席した場合には、その代議員を選出した助祭長領に代わって司教が100マークを支払うこととなっている。第五日には、首席司祭、大小の修道院長、司教、そして最後に大司教が登場する。欠席の場合大司教の罰金額は100ポンドであり、司教で男爵領 barony に十分相当する地所

を保有している場合は、100 マークと定められている。大小の修道院長、その他の聖職者についても同様の定めがある。

第一日には国王布告が発せられ、布告は議会が開かれているホール、修道院、公共の場で宣言される。その後布告は都市や町において公共の場で伝達され、そこでは「請願や訴状を提出しようと計画している者は誰でも、それらの提出は議会開会第一日から数えて5日間に言うべし」とされるのである。

10. 議会における説教について

大司教、司教、もしくは分別があり弁の立つ上級の議会書記官らは、議会が開催されている管区の大司教²⁶によって説教をするように依頼され、その説教は国王臨席の下多くの議員が出席する中、議会開会后早い時期に実施される。説教者は、議会にいる全員に向かって平和並びに国王、王国の安寧を神に祈るのが通例である。しかしより具体的な議会における宣言については次項で触れられる。

11. 議会における宣言

説教が終了すると、国王の御前で訴訟を扱う大法官もしくは高等法院裁判長、場合によっては大法官や高等法院裁判長によって任命されたこの役割に適任で誠実であり、かつ弁の立つ裁判官、議院書記官が立ち上がり、第一に議会開催の目的を総論的に、次には個々の点について宣言する。それ以降は、この宣言について国王を除く誰もが立ち上がって演説をすることができるのは周知のことである。その結果、議会内の誰もが演説を聴くことができ、もし何者かが不明瞭でぼんやりと話したならば、演説を繰り返すことを求められるかより大きな声で話すか、あるいは誰か他の者が代わって演説することになるだろう。

12. 宣言後の国王演説について

宣言が終了すると、国王は聖俗の議員、具体的には議会におけるすべての「階級」(grades)すなわち大司教、司教、大小の修道院長、司教座聖堂助祭、聖職者会議代議員、その他の聖職者、伯爵、男爵、[州の] 騎士、司教座都市市民代表、自治都市市民代表、その他の俗人に対して演説する。そこではまず議会が神の御心に合致していることが示され、次に議事が議員によって理解されるにつれてそれが国王と議員全員の名誉と利益と合致するが故に、議員は議会の議事に関して誠実にかつ真剣に心を込めて審議するように求められるのである。

13. 議会における国王の不在について

国王は病気でないかぎり、あらゆる手段を尽くしてでも個人として議会に出席する義務がある。もし病気の場合、[議会内の] 個室にいることはできるが、もし国王が居所の外にはいられないとか、少なくとも議会が開催されている場にはいられないとすれば、王は議会

に召集された12名の力強い有徳な者を手元に呼びにやることができる。具体的には2名の司教、2名の伯爵、2名の男爵、2名の州の騎士、2名の司教座都市市民代表、2名の自治都市市民代表である。彼らは王を見て彼の病状について宣誓を行う。彼らの面前で国王は、現在議会が開かれている場所を管轄する大司教、宮内執事卿、高等法院裁判長を国王代理に任じるのである。この結果国王代理は全体としても、個々人としても国王の名において議会を開き、議事を進行させることとなる。彼らは国王代理として国王不在の理由を十分に説明して、さきの12名の証言とともに貴族、有力議員に対して助言を行う。というのも国王が不在の場合、議会には喧噪と不平不満が起りがちであるので、それゆえ国王の議会欠席は議会という共同体、さらには王国自体にとって損害が多く危険なことなのである。上記の場合を除き、国王が議会の欠席するのは許されることではない。

14. 議会における座席の配分と席次について

前述のように、国王は大きなベンチの中央に着座する。彼にとって右側にはカンタベリー大司教、ロンドン、ウィンチェスターの両司教、その向こうには席次通りに他の司教、大小の修道院長が着席する。一方、左側にはヨーク大司教、ダラム、カーライルの両司教がおり、その向こうには伯爵、男爵、その他の貴族が席を占めている。かかる座席の区分は、慣習的に前述の「階級」とそれに対応した場所にしがたが席を占めることが決められてきたのであり、すべての議員は彼と同等の議員と席を並べることになる。この席の配分は国王が他の何者かを任命しないならば、イングランド宮廷執事卿 (Steward of England)²⁷ がその任に当たる。国王の右足の辺りには大法官と高等法院裁判長、そして彼の同僚の裁判官、そして議会書記官が着席する。一方、王の左足の側には大蔵卿、侍従、財務裁判所裁判官、王座裁判所の裁判官、そして議会書記官が着座している。

15. 議会書記官長について

2名の議会書記官長は、高等法院裁判官の間に着座し、訴訟事件やすべての議事を記録に留めている。念頭に置いておかねばならないのは、議会の書記官長は裁判官に従属する存在ではないということである。イングランドのいかなる高等法院裁判官といえども、議会における裁判官となる訳ではない。裁判官は議会に上程されてきた種々の請願や訴状の審理をする目的でこれまでとは異なった種類の訴状をもその審理を新たに任せられるというように、議会において国王と議員の手によって新しい権力が高等法院裁判官に付与されるようなことでもないかぎり、裁判官が自分たちの手中に議会における裁判記録を残すことはあり得ないのである。議会における一名ないし二名の高等法院裁判官が議会議事記録の内容を審査し、さらには訂正に携わるといったことを任せられるようなことがないかぎり、二名の議会書記官長が直接に従うのは国王と議会ではないのである。

さらに議会における議員が請願の審理、調査にあたる場合、とりわけ議員自身によって

その請願が提起された場合、もしも議会が全員一致でその請願に対する言い渡しをすることに同意したならば、当該議員はその請願とその審議内容について文書で具体的に示さなければならない。そして議員は、出席した議会におけるすべての諸身分の前で判決を下す。その結果二名の議会書記官長は、まず主要な議事記録簿 (principal roll of parliament) に訴えとその判決のすべてを登載しなければならないし、議会が国王によって終了することが認められるまでに上記の議事記録簿を大蔵卿のもとに提出しなければならない。これらの記録は、書記官長が記録の写しもしくは副本を手元に置いておくことを望んだ場合を除いて、議会休会までには確実に大蔵省のもとに置かれることとなる。

二名の書記官長は、国王から他の役職を与えられ王からその報酬を受け取り相当の収入を得ている場合を除いて、彼らの労務提供に対してひとしくそれぞれ一日あたり1マークを与えられるものとする。但し書記官長が国王の食卓において陪食する資格を与えられ実際に陪食したことにより、彼らの本来の手当に加えて議会開会中兩名がひとしく一日あたり半マークを支給されるときにはそのかぎりではない。

16. 5名の議会書記官 (Five Clerks)²⁸ について

国王は、専門的な経験を積んだ5名の書記官を任命しなければならない。そのうち第一書記官は司教の、第二書記官は聖職者会議代議員の、第三書記官は伯爵、男爵議員の、第四書記官は州代表議員の、第五書記官は司教座都市代表及び自治都市代表議員の補助と奉仕にあたるものとする。これらの書記官が国王に近侍し相当の生活を送れるだけの報酬、賃金を王から得ることがないならば、彼らが国王と陪食することがない場合には王より一日あたり2シリングを受け取るものとする。だが彼らが国王の食卓において陪食するならば、一日あたり12ペンスが支給される。上記の書記官は、国王と議会に対して作成される質疑応答書を書き、国王と議会が出席を求める場合には、その諮問に応えなければならない。そして彼らに時間的な余裕があるときには、書記官長の議事記録簿作成の援助にあたることになる

17. 困難な事案とその決定について

論争的な問題、未解決の問題、解決困難な事案が王国内外の講和と戦争に関して発生した場合には、それらはまずすべての身分が参集した議会に諮られ、文書の形で具体的に示されねばならない。そして議会の全議員によって議論、討論が実施されるのである。だがもし必要とあれば国王の命によって、国王欠席の場合はその代行者によって、特定の「階級」の議員に対して当該事案の審議が課されることとなる。この場合、審議を進めるのに相応しいと考えられた特定の「階級」の議員が討議を進めていき、その討議された事案はその「階級」を担当する書記官に文書で伝えられる。さらに場合によってはその議員は書記官にたいして彼らの面前でその文書を読み上げるように命じ、そうすることで彼らは神の御前において答えるがごとく、国王陛下ご自身にとって、議員自身にとって、さらには彼らが代表してい

るすべての人々にとって何が最善かつ公正な方法であるかを審議し考慮することになるだろう。その後彼らは自らの解決案と所見を文書の形で報告するのである。それを受けて議会においては、賛否両論からの応答、助言、考察が行われるのであり、問題の解決は最善でかつもっとも思慮ある議論、少なくとも議会の成員の過半数が同意する議論にしたがって進行することとなる。

その結果もしも国王と有力議員 (magnates) の間で、あるいは有力議員同士の間で意見の対立が生じた場合には、国王の安寧は根本から覆されてしまうし、国土、国民を悩みの底に突き落とすことになろう。かかる場合には国王と国王評議会は、当該事案が王国のすべての身分の議員全体による助言にしたがって考慮され、解決されることが望ましいと考える。それ以外の場合においても、例えば国王と王国が戦争によって苦悩のうちにあるとき、あるいは解決困難な訴訟問題がイングランド大法官に上程されるとき、あるいは高等法院裁判官の現前に判決をくだすことが困難な問題がありそれが未決定のままとなっており解決が緊要となっているとき、などなどのケースにおいて議会のすべてのメンバー間において、もしくは議会の議員の大半において意見の一致が見られないとすれば、その場合には「イングランド宮廷執事卿」(Earl Steward)²⁹、「大司馬」(Earl Constable)³⁰、「軍務伯」(Earl Marshall)³¹ もしくは上記の者のうち2名が王国の議員のうちから25名を選出する。具体的には聖職者からは司教2名、聖職者会議代議員3名、伯爵2名、男爵3名、州代表5名、司教座都市代表5名、自治都市代表5名、都合25名の者が選出されるのである。これら25名の代表は彼らが望むならば自ら減員して12名を互選することに同意することができるし、さらにかかる12名を6名に互選によって減員することも可能であり、さらにこの6名を3名に絞り込むことも出来る。こうして絞り込まれた3名は国王陛下の許しが無ければ、さらなる絞り込みをすることは出来ない。だが国王の裁可があれば、2名に絞り込むことは可能であるし、うち1名が辞退したならば、残った1名の裁定が議会全体の決定に対して優位するのである。もし議会の大部分のメンバーが合意に達することがなく、決定を下すことが出来ない状況が生じたならば、上記の1名の者は自分自身の決定に不同意を唱えることは出来ないのであるから、彼が全員に代わって決断を下すこととなる。もっともこうした重要問題について決定された法令について、仮にそれが作成された後であってもそれらを検討しそれらに修正を施すことは、もし国王とその評議会がその方法を理解しており、かつそれを望むならばその権力は彼らに留保されているのである。だがかかる方法による法令の検討、修正は、議会のすべての身分の議員の前において彼らの同意のもとに行われなければならないのであって、議会の背後に隠れてなされるべきではない。

18. 議会における議事の順位について

議会召集の目的とされる議題については、議事日程 (the calendar of parliament) と、議事に提出され正式文書として綴じ込まれた請願³²の順番にしたがって審議されるべきである。

請願については提出者の人柄が考慮されることはなく、提出された順に決定が下される。議事日程にしたがってすべての議会業務はその順番通りに一覧表が作られているが、戦争が起こっている場合まずこれが論じられ、次いで国王、王妃、彼らの子女の問題が扱われることとなる。そして第二には裁判の判決が下された後、王国における共通の関心事が取り上げられる。その結果慣習法、裁判所法、行政府の瑕疵について〔その匡正のため〕議会制定法が立法されるのである。以上の問題が議会の業務の主たるものである。そして第三には私的な業務が扱われる。これは前述の綴じ込まれた請願の順に処理されることとなる。

19. 議会が開催される日時について

議会は日曜日に開かれるべきではないが、他の曜日ならばどれでも開かれ得るものである。但し特定の日と以下の3日は例外である。すなわち「諸聖徒日」(All Saints' [Day]), 「万霊節」(All Souls' [Day]), 「洗礼者ヨハネの誕生祭」(The Nativity of St. John the Baptist) である。議会は毎日「一時課」(Prime, 午前6時) ちょうどに開始されねばならず、その時間に国王は出席していることが求められ、王国のすべての議員も同様である。議会は公開の場所で開催されねばならず。私的な場所、秘密の場所で開いてはならない。キリスト教の祭日 (feast days) においては、礼拝を「一時課」に始めなければならない。

20. 議会門衛 (Doorkeepers of Parliament) について

議会の門衛長は、議会が開催される修道院、ホール、その他の場所の大扉の内側に起立していなければならない。議会出廷、出席義務を負っている者、議会の業務に関係しているため召喚された者を除き何人といえども議会内に入らないように扉の守衛にあたらなければならない。この門衛長は、議会への出席義務のある者の入場を拒むことは出来ないのであるから、誰が入場し得るかを認識している必要がある。そのため必要とあらば、門衛長は彼の下に門衛補を数名用いることが出来るし、またそうすべきであろう。

21. 議会廷吏 (criers) について

議会廷吏は、議場の主扉の外側に起立していなければならない。門衛長は議会廷吏に対して、何を議会に告知すべきかを伝えなければならない。さらに何者かが議事を妨害する目的で逮捕されることを覚悟で入口付近において示威行為、騒乱行為を起こさせることのないように、国王は議場の出入り口の警護をさせる目的で、議会主扉から少し離れたところに国王守衛官 (King's Serjeants-at-Arms)³³ を立たせておくことができる。議場の扉は法律によって閉じられてはならず、扉は議会門衛長と国王守衛官によって警備されているのである。

22. 議会における演説者の立場について

議会における議員はすべて座席につき、演説をする場合を除いて立ち上がってはならな

い。演説は議会内の者すべてが聴きとれるものでなければならない。議会の主扉から以外、何人も出入りすることを許されない。議会において討議されている問題について起立し演説する者は、あたかもすべての議員が起立して語っているかのように話さなければならない。その理由は、すべての同僚議員は〔当該問題について裁く〕裁判官でありまた判事でもあるからである。

23. 国王への「上納金」(aids)について

戦争の切迫もしくは現に戦争状態にあるとき、国王の子息を勲爵士に叙する行為、国王の息女の結婚を例外として国王は王国から上納金を要求することは出来ない。そしてかかる上納金の要請は、すべての諸身分が集まった議会において行われねばならず、この要請はすべての「階級」の議員に対して書面によって進められ、これを受けて議員も書面で回答する。そしてこうした上納金の供与を国王が受け取るためには、議会におけるすべての身分がこれに同意しなければならないことを国王は念頭に置かねばならないだろう。だがその一方で、州代表として議会に送られてきた2名の騎士は、上納金を供与するにせよまたこれを拒絶するにせよ、イングランド最大の伯爵身分よりも大きな発言力を有しているのである。また同様の意味で、司教管区から代表されてきた聖職者会議代議員が一丸となってその上納金供与に同意するならば、彼らはその管区の司教個人よりも大きな発言力を有しているのである。

そしてこの〔州代表、聖職者会議代議員が上納金問題について優位している〕事実は、上納金が認められるにせよ、否決されるにせよ、それ以外の手立てで議会によって決定されるにせよ、すべての事案について当てはまることなのである。もし仮に司教、伯爵、男爵貴族が議会への召集要請にもかかわらず彼らがこの召集令状に応じることなく議会に来なかったとしても、国王は王国の平民身分によって議会を開催し得ることからしても、〔州代表、聖職者会議代議員の優位は〕明らかであろう。というのも、かつて司教、伯爵、男爵の出席がなくても国王が議会を開催したことが実際にあったからである。

だがあべこべのことが起こったとすれば、事態は異なってくるだろう。もし仮に聖俗の平民身分の代表が議会に召集されたとして、彼らは自らが有する権利によって本来出席すべきなのであるが、何らかの理由によって彼らが出席を望まなかったとしよう。その際、例えばこれらの平民代表が、「国王は本来あるべき姿で統治を行っていない。そして我々は実際に国王が正しく統治していない特定の問題について発言する」としよう。そうなれば、たとえば大司教、司教、伯爵、男爵、その他のすべての同僚貴族身分が国王とともに議会に出席したとしても、もはや議会そのものがあり得なくなってしまうのである。したがって議会におけるすべての問題は、それらが承認されるにせよ破棄されるにせよ、また〔金銭などが〕議会で供与されるにせよ否決されるにせよその他の措置がなされるにせよ、3つの「階級」(grades)、換言するならば3つの「身分」(orders)、より具体的にはイングランドの平民すべてを代表している「聖職者会議代議員」、「州を代表する騎士」、「司教座都市、自治都市代表」

から成り立っている議会内の平民代表によって認められなければならないのであって、貴族によって承認され得るのではない。というのも個々の貴族は個人の資格で議会に出席しているものであり、それ以上の存在ではないからである。

24. 議会の終了について

議会において請願が審理されずに残っているか、少なくとも請願に対する回答が決定していない間は、議会は終了してはならない。もしも国王がそれに反して議会の終了を命じたとすれば、彼は宣誓に違反したことになる。どの議員も国王、同僚の議員、そして議会のすべての身分からの許しが得られるまでは、議会を離れてはならない。そしてこの許可の記録は、議会議事記録簿に登載されねばならない。もしも議会開会中に議員の一人が病に罹り登院出来なくなったならば、3日間のうちに彼は議会に対して「弁解者」(excusers)を立てねばならない。しかしそれでも彼が登院しない場合には、彼の同僚議員2名が彼のもとに送られる。この2名の同僚議員は彼に面会し、彼の病状を確認するのである。そして仮に病状について疑念がある場合は、この同僚議員は真実を語ると宣誓をした上で、もしこの欠席者が仮病を使っていると分かった場合には、欠席の罪で罰金刑に処せられることになる。また仮病ではなかった場合には、彼の代わりに議会に出席する十分な能力を有する代理人を立てなければならない。正常な精神状態であるならば、その議員が希望したとしても、健康な議員は決して出席を免除されることはあり得ない。³⁴

議会の終了は、次のような方式にしたがって行われる。まず議会の構内において、次のことが質問され宣言される。すなわち「請願を議会に提出した者で、まだ回答を受け取っていない者はないか」と。この質問がなされる理由としては、もし誰も発言する者がいなかった場合、すべての請願者が何らかの救済手段を得たかもしくは少なくとも法で認められた範囲内での回答を受けたと想定されるからである。この段階に至って初めて、「請願を提出した者のうち何人もこれに異議を唱える者を認めない。よって議会は解散された」と言うことが出来るのである。

25. 議会における議事記録と議事要旨 (process) の写しについて

議会書記官は、議事要旨の写しを求めるとの議員に対してこれを拒むことはできず、これを請求者に手渡すこととなる。書記官は報酬として10行あたり1ペニーを受け取るが、もしこの報酬を支払うことができない十分な理由が認められるならば、彼らが金銭を受け取ることはない。議会記録簿の巻物の幅は10インチである。議会は国王の御意にかなう場所であれば王国のどこにおいても開催される。

26. 議会における議員の「階級」について

国王は議会において終始筆頭者であり、それゆえ彼は同じ「階級」に匹敵する者を持た

ない。したがって国王が「第一階級」と数えられるのである。「第二階級」は大司教、司教、大小の修道院長となる。彼らは大土地の所領である barony 領によって支えられている。「第三階級」は聖職者会議代議員から成り立っている。さらに「第四階級」は、俗人を説明した箇所〔第3節〕で述べたように earldom もしくは barony の価値を有する地所を持つ伯爵、男爵、地方の大土地保有者 (magnates) その他の貴族身分保有者 (nobility) ならなる。次に「第五階級」は州の騎士 (州代表) であり、「第六階級」は司教座都市市民及び自治都市市民である。かくして議会は六つの「階級」からできているのである。但し国王以下の六つの「階級」のうちそのいずれかが欠けているとしても、その欠席について事前に適法で正確な議会召集要請によって警告が発せられているならば、この〔特定身分の〕欠席にもかかわらず議会は完全な存在と見なされるのである。

ここで、『議会開催要領』 *Modus Tenendi Parliamentum* が終わる。

後注

¹ 出典：British Library, Harley MS, 930, f. 4. 中英語を用いた写本。作成推定年代 15 世紀後半。Public Domain.

² 出典：Bibliothèque Nationale, MS Fr. 2643, f. 11'. 1470 年代作。Public Domain.

³ 出典：British Library, Additional MS. 47682, f. 40. 1320~30 年に製作。Public Domain.

⁴ *Modus* イングランド編とアイルランド編は別個に編纂されている。本稿ではイングランド議会に関する部分のみを扱う。

⁵ 筆者は、*Modus* の後代への影響について論考をまとめる予定である。

⁶ Michael Prestwich, "The Modus Tenendi Parliamentum", *Parliamentary History*, 1 (1982), p. 221 では有力説として、1321 年ないし 22 年を成立年と見なしている。

⁷ 拙稿「政治文化から見た新しいイギリス議会史研究－*Modus Tenendi Parliamentum* を中心に」『西洋史論叢』第 42 号（近刊）。

⁸ *Modus* を初めて近代英語に翻訳して活字化したのは、ジョン・フッカー (John Hooker, c. 1527-1601) である。フッカーはエクセター出身、オックスフォード大学、ケルン大学で法学、ストラスブールでプロテスタント神学を修めた典型的な人文主義者であった。彼は 1570 年代、80 年代 2 度エクセター市選出の庶民院議員を務め、このとき国政についての経験を深めた。1572 年、彼は *The Order and Usage how to Keepe a Parlement in England* と題した議会規則、慣例集を出版した。そして本書の冒頭に *Modus* を掲げ、その後テューダー期の先例、規則をまとめている。彼は *Modus* が中世議会の実態を常に正しく表しているとは言えないこと、テューダー期には *Modus* はもはや時代遅れの箇所があることを認めているが、他方現行の規則が *Modus* を基礎にしていることも明らかにしている。本書は詳細な注釈、解説を付して再版された。Vernon F. Snow, *Parliament in Elizabethan England: John Hooker's Order and Usage* (New Haven and London, 1977).

⁹ 中世イングランドにおける写本の形での政治情報の地方への伝達については、Clementine Oliver, *Parliament and Political Pamphleteering in Fourteenth-Century England* (York, 2010); 近世の写本流通については、L. W. Abbott, *Law Reporting in England, 1485-1585* (New York, 1973); Noah Millstone, *Manuscript Circulation and the Invention of Politics in Early Stuart England* (Cambridge, 2016).

¹⁰ トマスはエドワード 1 世の時代、1296 年に宮廷執事卿（国家の大官序列一位）に任命されており、エドワード 2 世治下でもこの職を保持した。トマスは貴族勢力の中でも家格は他を圧倒していた。

¹¹ *Modus* の現代英語訳は数種現れているが、長く使われてきたのはラテン語原典を訳出したトマス・ハーディ (1804-1878) の研究が代表的である。See Sir Thomas Duffus Hardy ed., *Modus Tenendi Parliamentum: An Ancient Treatise on the Mode of Holding the Parliament* (London, 1846). 本書は *Modus* ラテン語文と現代英語の訳文が対訳の形で刊行された。ハーディはロンドン塔史料館書記官補を振り出しに、国立公文書館 (Public Record Office) 副館長を務めた有能なアーキビストである。その後ハーディ版をもとに、中世史とりわけ中世イギリス憲法史研究を代表するスタブズ (William Stubbs, 1825-1901)

が編集した *Select Charters and other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First* (Oxford, 1870), pp. 492-503 に記載された *Modus* は、ラテン語原典を収載している。スタブズは *Modus* が描いたイングランド議会を 11 世紀ノルマン朝の始祖ウィリアム征服王の時期のものとする見解（実際 *Modus* 原文冒頭ではそう書かれているし、これを認める説も存在した）を一蹴しているが、成立年代を「14 世紀半ば」とする立場は、1320 年代の作とする現在の有力説とは異なっている。

このスタブズのラテン語版を Ernest Flagg Henderson (1861-1928) が現代英語に訳出したものが、*Select Historical Documents of the Middle Ages* (London, 1905), pp. 151-165 の中に取り入れられ、広く用いられてきた。しかし数十種に上る写本について厳密な史料批判を踏まえた研究とは言い難い。現在もっとも信頼性の高いラテン語、現代英語訳の *Modus* を提供するの、Nicholas Pronay and John Taylor eds., *Parliamentary Text of the Later Middle Ages* (Oxford, 1980) である。政治的言説としての *Modus* に対して Pronay と Taylor が与えた評価には多くの批判が寄せられているが、議論の基礎となるべき厳しい史料批判を経たラテン語原典と英訳は、今後も使用されていくと考えられる。本稿で使われた *Modus* は、この Pronay & Taylor による英訳を基にしている。

¹² カンタベリー Canterbury, ヨーク York の二名の大司教。

¹³ イーリー Ely、ウィンチェスター Winchester、ウースター Worcester、エクセター Exeter、カーライル Carlisle、ソールズベリ Salisbury、ダラム Durham、チチェスター Chichester、ノリッジ Norwich、バス・アンド・ウェルズ Bath & Wells、ヘリフォード Hereford、リチフィールド・アンド・コヴェントリー Lichfield & Coventry、リンカン Lincoln、ロチェスター Rochester、ロンドン London の 15 司教。加えて、本来ウェールズの司教区であったが、カンタベリー大司教管区に吸収された、セント・アサフ (St. Asaph)、セント・デイヴィズ (St. David's)、バンガ (Bangor)、ランダフ (Llandaff) の 4 司教がある。

¹⁴ 大小の修道院長は、ヘンリ 8 世による修道院解散 (The Dissolution of Monasteries, 1536-1541) によって貴族院議員資格を喪失した。

¹⁵ 本来、earldom と呼称される大土地は州 (county/shire) の領域と重なり合っており、earl とはほぼ州を一門支配する大土地所有者と見なされていた。他方 barony とはノルマンコンケスト以降、直属受封者 (tenants-in-chief) の中での有力者の所有地、baron 領を意味していたが、13 世紀議会が召集されるにいたって、彼らは召集令状 (writ of summons) によって世襲的に議会に議席を保有する家格となっていったと考えられる。

¹⁶ 下位聖職者の議会代表は、*Modus* 成立時の 1320 年代では明らかに議会の正規のメンバーであったが、1330 年代以降姿を消していき、彼らは聖職者会議 (Convocation) のみに出席する存在になった。See J. H. Denton and J. P. Dooley, *Representatives of the Lower Clergy in Parliament 1295-1340* (London, 1987) .

¹⁷ イングランド国王は、臣下に問題を諮問することがしばしば見られた。これが評議会 (Council) であるが、ノルマンコンケスト以後、直属受封者が出席する大規模な会議クーリア・レギス (Curia Regis) と、重臣を中心とした日常的な国王の諮問機関である小会議に分化していった。本論での King's Council は小会議を指していると考えられる。

¹⁸ 世俗貴族身分としての公爵位のイングランドにおける初出は、王族に対してはエドワード黒太子 (1337 年叙爵)、臣下に対しては初代ノーフォーク公 (1483 年叙爵) である。*Modus* に公爵位についての言及が

まったくないことは、本書の作成が1337年以上に遡るものではないことを示唆しているとも考えられる。なおイングランドにおける侯爵位の初出は1385年 Robert De Vere, オックスフォード伯爵のダブリン侯爵への陞爵である。当時のダブリン侯爵位はイングランド貴族身分と見なされていた。イングランド子爵位の初出は1440年である。

¹⁹ イングランド南東部に展開する「特定五港」Cinque Ports は Hastings, Romney, Hythe, Dover, Sandwich であり、海上防衛の任に当たる代わりに遅くとも12世紀までには多くの特権を王権から獲得し、議会への代表選出権も得ていた。さらに近隣の Rye 及び Winchelsea が14世紀までに「支港」(Limbs) から昇格して、特定五港と対等の自治権を獲得し、実質的に「特定七港」となった。

²⁰ なべて平民議員が中世イングランド議会において登院のため賃金を受け取る慣行は広く行われていた。しかし議員に当選することが多くの地方有力者によって魅力あることとなっていくにつれて、報酬の慣行は廃れた。報酬支払の最後の事例は、共和制時代の1654年とされるが実際にはそれよりはるか以前にこの慣行は稀なケースになっていたであろう。See Edward Porritt, *The Unreformed House of Commons: Parliamentary Representation Before 1832* vol. 1 (1903, reprinted in New York in 1963), p. 51.

²¹ Knight of the Shire 「州の騎士」、「州代表」、1254年、州の代表として初めて議会に出席した議員は実際に「勲爵士」の身分を保有していたと考えられる。したがって彼らは国王より勲爵士としての栄誉としてベルトと剣を下賜されていた (belted knight)。だが *Modus* が著された14世紀には州代表としての "Knight" の称号は形式的なものとなり、一般の平民であっても Knight の名で州代表に選出されることは可能であった。だがその後も、司教座都市代表、自治都市代表、特定港湾代表に比べると、その声望は遙かに優っており、他の選挙区から選ばれた者にとって州代表は羨望の的であった。

²² イングランド議会において「司教座都市」(City) 代表 (Citizen) と、「自治都市」(Borough) 代表 (Burgess) は、1265年に初めてイングランド議会に召集された。二つの種類の代表は、もとは截然と区別された議員集団であった。そのことは *Modus* の叙述でも明確に見て取ることができる。イングランドにおける City とは、本来勅許状により自治権を認められかつ通例は司教座および cathedral をもつ town を指す。カンタベリー、ヨーク、カーライル、ウィンチェスターなどがこれに該当する。他方 Borough、「自治都市」について。この語の起源は、ノルマン朝におけるドゥームズデー・ブックに遡り、ラテン語に由来する *burgus* が town の意で使われている。*burgus* に居住する者は *burgenses* と呼ばれており、これが近代英語での自治都市市民 *burgess* に転じたと考えられる。*burgess* は、都市土地保有権 (*burgage*) を保有し自治都市の市政に関与する一方で、市の運営に必要な税の負担者であった。13世紀から17世紀にいたるまで、王権はしばしば town に勅許状を下賜することで、自治都市の地位を与え、原則1都市2名の代表を議会に選出する特権を認めた。いわゆる "parliamentary borough" の出現である。王権によって自治都市が「量産」された理由としては、都市が生み出す多くの税収を期待してのことであったことは疑いない。自治都市は「課税都市」"taxation borough" の側面を持っていたのである。かくして、自治都市から選出される議員は16世紀までに州代表、司教座都市代表、特定港湾代表の総和を上回る勢力となったのであった。但し自治都市選挙区の中には、きわめて僅かな有権者しかいない「腐敗選挙区」rotten boroughs も多く現れたのは、周知の通りである。

なお一般に議会史家は *Modus* の著者のように、司教座都市代表と自治都市代表を峻別することはむしろ少なく、一箇の「都市代表」として扱うことが多い

²³ 以下、*Modus* においては議会書記官の機能について多く考察されている。これは中世末期の議会運営における議会事務局の重要性を示すものであろう。

Modus が指摘する「2名の書記官長」の意味するところは、必ずしもはっきりしない。Clerk of the Parliaments は確かに「議会書記官長」と訳すべきものである。平民身分が議会に召集されず、聖俗の貴族身分のみによって議会が運営されていた時期においては彼一人が議会事務の最高責任者であった。史的に確認できる最古の Clerk of the Parliaments は、John Kirkby (在任 1280-1290) であり、以後この職の任命が今日にいたるまで続いていく。だが *Modus* が執筆されたと考えられる 14 世紀初頭は、平民身分の議会出席が常態化してきていた時期である。議員経験が乏しく、議会における議院手続、規則に暗い平民議員に議事の進め方を教えることは、容易ではなかったであろう。その際、主に平民議員の議事に対する疑問に答えることを職掌とするいま一人の書記官長が存在したとしても不思議ではない。14 世紀半ば、貴族院と庶民院が完全に分かれて審議を始めたときには、当然庶民院の議事進行に責任を持つ書記官長 (Clerk of the House of Commons, 別名 Under-Clerk of the Parliaments) が必要となったと考えられ、実際史的にも 1363 年「庶民院担当書記官長」として Robert de Melton がこの職に任じられたことが確認される。だが、*Modus* が明らかにしているように、二院制が完全な形で開始する 14 世紀半ば以前から、平民議員のみを対象とした書記官が登場していたとしても不思議ではないだろう。See Orlo Cyprian Williams, *The Clerical Organization of the House of Commons 1660-1850* (Oxford, 1954); W. R. McKay, *Clerks in the House of Commons 1363-1989: A Biographical List* (London, 1989).

²⁴ 書記官補に相当する職が現れるのは、史的に確認できるのは貴族院においては 1640 年 Clerk assistant としてである。庶民院においては Deputy clerk が遅くとも 1414 年に任命されている。しかし公式の任命に先行して、実質的に書記官長を補佐する役職は存在したとみられる。

²⁵ Baron of the Exchequer は「財務府裁判所」(Court of Exchequer) の裁判官である。裁判長は Chief Baron と呼ばれた。財務府裁判所は国王の債務、債権などの係争について判決する法廷であり、13 世紀には成立していた。*Modus* が執筆された 14 世紀初めには同裁判所に Chief Baron が置かれ、裁判所の組織が整備され法廷としての声望も上がっていった。そのため、*Modus* において財務府裁判所は、高等法院 (具体的には、12 世紀後半に主に刑事法廷として独立したが後に民事にも対象を広げた「王座裁判所」(Court of King's Bench) と、いま一つは 12 世紀後半より民事事件を扱う「民訴裁判所」(Court of Common Pleas) によって構成される) とともに三大コモンロー裁判所として認識されている。これら三つの裁判所の長官はしばしば議会から法律問題について諮問を受ける荣誉ある職であった。この事実は *Modus* の叙述の中からも垣間見ることができる。

²⁶ 中世イングランド議会の大半はロンドンを初めとするカンタベリー大司教管区で実施されている。カンタベリー管区でロンドン以外としては、シュロズベリ (Shrewsbury, 1283)、ウィンチェスター (Winchester, 1332, 1449)、オックスフォード (Oxford, 1258) などがある。ヨーク大司教管区の中では、ヨー

ク市開催が圧倒的に多い (14 世紀までに限定しても 1237, 1298, 1300, 1303, 1314, 1319, 1320, 1322, 1328, 1334).

²⁷ 「大家令」とも訳される。国家の大官序列第一位。

²⁸ David Natzler はこの Five Clerks について *Modus* 著者のフィクションと見なしている。David Natzler, "Manuals before May: From Fourteenth to the Seventeenth Century" in Paul Evans ed., *Essays on the Parliamentary Procedure in Honour of Thomas Erskine May* (Oxford, 2017), p. 89.

²⁹ Earl Steward はイングランド宮廷執事卿 (大家令) のことと考えられる。イングランド国家の大官序列一位。*Modus* が作成された時期の執事卿は第 2 代ランカスター伯トマス・プランタジネット (the second earl of Lancaster, 1278-1322, 国王エドワード 2 世の従兄)。権勢を振るったが、のちエドワードと対立して処刑された。

³⁰ Earl Constable は大司馬 Lord High Constable と見なされる。国家の大官序列第七位。国王軍の総指揮にあたる。

³¹ Earl Marshal 軍務伯は、国家の大官序列第八位。大司馬の副官を務める。

³² 中世身分制議会開催の目的の一つは、議会に提出された請願 (parliamentary petitions) の処理であった。イングランド議会揺籃期エドワード 1 世 (1239-1307, 在位 1272-1307) の治世 1270 年代に遡る。請願の提出者は個人、団体 (例えば州自治体) のいずれでも良く、宛先は国王であり彼による救済を求める形式をとった。*Modus* が編纂された時代は、広く平民一般にかかわる請願 (Common petitions) が提出され国内問題の解決を求めた。これに対して議会内平民勢力はこの請願をもとに法案を作成し、議会制定法 (statutes) として成文法としようとした。この現象は議会内の平民勢力の勢力拡大を意味していると言ってよい。その意味でも *Modus* が議会への請願に対して大きな関心を寄せていることは注目に値する。

³³ 国王守衛官 Serjeants-at-arms は、ラテン語で召使を意味する *serviens* に由来する。もとは国王のボディガードであり 12 世紀末にはその存在が確認できる。議会では守衛の任務を帯び、史料的には 15 世紀までその存在を遡ることができる。議会の秩序維持が本務である。貴族院、庶民院の二院制への移行に伴ってそれぞれの院に Serjeants が任命されることとなった。庶民院の Serjeant は王権の象徴である職杖 Royal Mace を議会開会時に議場へ運び入れる。

³⁴ 実際、エドワード 1 世、エドワード 2 世の時代、13 世紀末から 14 世紀初めの議会において、内乱、対外戦争などの勃発によって司教の出席が不可能になった際、彼らは非議員を代理人として立てることを認められたとの主張がある。「貴族院図書館」(The House of Lords Library) の解説記事。https://lordslibrary.parliament.uk/proxy-voting-and-the-house-of-lords/ 2020 年 11 月 20 日閲覧。貴族院はのち代理人の制度を中止し、代わって 17 世紀前半以降、同僚議員による「代理投票」(proxy) を認めるようになった。そして代理投票についての議院規則が整備されていったのである。